南城市教育委員会より就学援助制度のお知らせ

令和9年度

安心して学べる環境づくり
就学援助制度（しゅうがくえんじょせいど）
シュウガクエンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助イメージキャラクター
ツクロウくん

１．援助対象の方

南城市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、
または区域外就学で南城市立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

①現在、生活保護を受給中の世帯　　②生活保護が停止、又は廃止になった世帯

③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯

【参考】令和8年度の目安基準額

世帯	家族構成	所得額の目安
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約230万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約260万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約280万円



※申告されていない場合は判定ができませんので、**必ず申告をお済ませください**。
※世帯の状況、年齢等によって基準目安が変わりますので所得額の目安を超えていても該当する場合もあります。

２．申請方法

窓口で申請する場合

就学援助申請書（兼同意書）に通帳の写しを添付し、現在通っている**南城市立小・中学校**に提出してください。
または、**南城市教育委員会 教育総務課（市役所2F窓口）**へ提出をお願いします。
未就学児（次年度に小学校1年生となる児童）は、教育委員会へ提出して下さい。
（※兄弟姉妹が市内の小中学校に通っている場合は、小中学校へ提出しても構いません。）

郵送で申請する場合

就学援助申請書（兼同意書）に通帳の写しを添付し、提出書類に不備がないか確認の上、郵送してください。
〒901-1495　沖縄県南城市佐敷字新里1870番地　南城市教育委員会教育総務課　就学援助担当（当日消印有効）

電子で申請する場合

右記QRコードを利用し、オンラインで申請手続きが可能です。
これまで窓口や郵送で提出していた申請を来庁せずにオンラインで申請することができます。

申請QRコードはこちら▼



前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

３．申請の流れ



４．締切日・結果通知

	申請期限と詳細	申請結果の通知	認定月
新1年生対象 新入学生学用品費 前倒し支給受付	令和 8年12月1日(火) ～ 令和 8年12月25日(金) ・新小学1年生・中学1年生になる児童生徒が対象。 「新入学生学用品費」のみ前倒しで1月下旬に支給予定。 ※その他給食費等の就学援助金は、第1回支給日（8月）に支給 ※上記期限を過ぎた場合、新入学生学用品費は第1回支給日に支給 ・新1年生になる児童生徒以外に小中学生のご兄弟姉妹がいる場合は、お名前を一緒に記入してご提出ください。	令和9年 1月下旬	令和9年4月
当初申請受付	令和 8年12月1日(火) ～ 令和 9年4月30日(金)	令和9年 5月中旬	
随時受付※1	令和 9年5月1日(土) ～ 随時受付	申請月の翌月	申請した月

※1：当初申請受付を過ぎて提出された方は、その分支給額が少なくなります。
〔例〕 6月に申請し認定された場合、6月認定となり6月分から支給対象（4、5月分は支給対象外）

※申請結果（認定・認定不可）の通知については、教育委員会（教育総務課）より文書でお知らせします。

５．援助の内容

○生活保護(要保護)の方は、修学旅行費のみ対象。

○南城市立学校以外の学校へ通学している場合、給食費は対象外。

○就学援助の支給は、8月・12月・3月の**年3回**に分けて支給します。詳細は、認定通知と一緒に送付します。

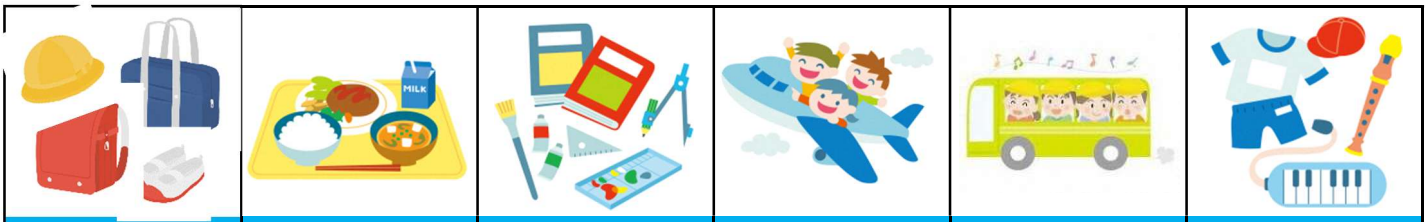

新入学生学用品費（新1年生のみ）	給食費	学用品費	修学旅行費	校外活動費	通学用品費（新1年生除く）

※入学前に新入学生学用品費の前倒し支給を受けている場合は、第1回支給日（8月）に、新入学学用品費の支給はありません。

詳細は右記までお問い合わせ下さい。
又はホームページで検索！

南城市　就学援助　検索

南城市教育委員会 教育総務課 就学援助担当
電話 098-917-5361
〒901-1495　沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 （南城市役所2F）